

輸送の安全に係る情報の公表について

九十九里鉄道株式会社

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は輸送の安全確保が、事業経営の根幹であることを深く認識し、全従業員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また社内に於いて輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。
- (2) 安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
- (3) 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表する。
- (4) 社訓に基づく社員の行動指針＝「今日一日のこと」の毎日復唱の実行

2. 輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する方針に基づき実施すべき重点施策は、以下5項目とする。

尚、運行管理者・整備管理者・運転者・車両及び施設等に関する施設については、関係法令等別に定めるところによるものとする。

- ①輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
- ②輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置まで講じること。
- ④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- ⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを的確に実施すること。

3. 事故統計および安全への取組み実績（2022年度）

- (1) 重大事故 0件…（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）
その他事故 23件
- (2) 有責事故種別発生件数
人との事故（人身）…0件
他車との接触事故（有責）…5件
車両単独事故…18件

合計 23件

期末車両数 28両

<2022年度の反省>

- ① 事故件数は昨年度 14 件から 23 件と増加した。
- ② 車両同士の接触事故は 5 件発生したが、いずれも軽微なものであった。
- ③ 残りは全て電柱、ガードレール、構内事故他の静止物に接触させたものである。
- ④ 教育実施の回数
令和 4 年
春・夏秋・冬の全国交通安全期間中 年 3 回実施
令和 4 年
春・夏・秋・冬の全国交通安全期間中 年 4 回実施
- ⑤ 事故防止委員会（10 月・4 月に実施） 合計 2 回
- ⑥ 職場懇談会…各営業所、車庫毎に月 1 回実施
お客様の声…苦情は新しいニーズの収集の視点から正確に記録し分析を実施。
※停留所のお客様を見落とす苦情…個別指導の実施
※接客マナー…乗務員からも聴取、原因を究明する
※運転マナー…急ブレーキ・急発進等の徹底指導

4. 2023 年度の安全輸送に関する目標の設定

- ① 有責事故ゼロを目指す。
ドライブレコーダーを活用した積極的な教育研修活動の実施。
- ② 産業医、保健師の定期巡回指導時に積極的に個人面談を実施。生活習慣病の予防や適切な受診に繋げ、安全運行を継続する。
- ③ 事故対策機構による一般診断の受診
- ④ 運転記録証明書を活用した指導教育
- ⑤ 全乗務員に対し脳 MRI 検査の実施

5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別添 1（輸送の安全に関する組織体制）

別添 2（重大事故発生時の緊急連絡体制）

6. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画について

乗務員教育

- ・春の交通安全運動（5/11～5/20）各車庫に於いて集合教育・個別教育
- ・夏の交通事故防止運動（7/10～8/10） ” ”
- ・秋の交通安全運動（9/21～9/30） ” ”
- ・年末年始輸送安全総点検運動（12/10～1/10） ” ”
- ・運行管理者、整備管理者研修県バス協会主催に参加する。
- ・年間教育計画

7. 事故・災害等に関する報告連絡体制

別に定める自己処理規定に基づき、速やかに適切な処置を行い、円滑に処理することを旨とし、営業所長・管理者・運転者に徹底を図るものとする。

8. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

①本社総務部長は、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、年2回（4～9月実施状況を10月末に、10～3月を4月末に）輸送の安全に関する内部監査を実施する。

②安全統括管理者は内部監査の結果を受けて、改善すべき事項が認められた場合、速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保の為に必要な方針を検討し、必要に応じ当面の緊急是正措置（予防措置）を講じる。

2023年6月1日
安全統括管理者 石川 晋平